

訪問調査等の見直しについて

訪問調査等の見直しについて

- ・現行、国が実施主体として、個別の訪問調査等により、臨床研修病院の指定の継続や取消し等を判断している。
- ・臨床研修省令を整備し2020年度以降は、以下の調査(名称は、実地調査に統一)を行う。実地調査の手続の詳細については、施行通知等に規定
- ・また、国と都道府県の情報共有のため、臨床研修省令に、都道府県知事及び厚生労働大臣が実地調査等を行った場合、その内容を通知する規定を整備

現行

実施主体:国

①継続指定の訪問調査

2年連続入院患者数が3,000人を下回り、かつ、研修医が在籍している病院

②新規指定の訪問調査

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、入院患者3,000人を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、申し込みを行った病院

③継続指定の実地調査

指定基準を満たさなくなった、又は満たさなくなる恐れがある場合等の既指定の病院

④新規指定の実地調査

新規基幹型指定病院(※書面審査の上、必要と認めるもの)

2020年度以降

実施主体:都道府県

①継続指定の実地調査※

②新規指定の実地調査

③継続指定の実地調査(書面調査の結果、指定基準を満たしていないと疑いのある場合等※)

④新規指定の実地調査

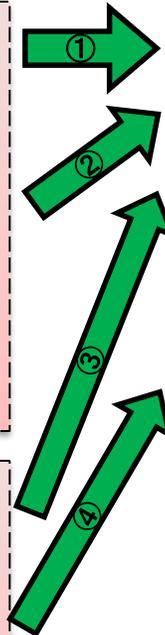
※4段階評価を実施(A、B+、B-、C)

B-と評価された病院については次回の調査において、続けてB-と評価された場合、原則、指定取消の対象

実施主体:国

⑤必要な実地調査

臨床研修の実施に関し特に必要があると認められる場合



訪問調査においては、書類等による確認、研修医へのインタビュー等を行い、「研修を行うのに十分な症例や研修にふさわしい環境が整備されているか」等の5項目について、臨床研修病院として適当であるか否かという視点から調査を実施しているが、これまでに実施された2回目以降の訪問調査結果を見ると、特に臨床研修病院の指導・管理体制に関する事項について、悪化や変化なしとなる項目が5割を超える状況となっている。

このため、訪問調査の対象となる基幹型病院における研修の質の向上を図るため、基幹型病院の訪問調査に係る指定取消等について、以下の見直しを行う。

- ・ 現状、総合評価において三段階(A、B、C)となっている評価を四段階(A、B+、B-、C)とし、B-と評価された病院については次回の調査において、続けてB-と評価された場合、原則、指定取消の対象とする。
- ・ 訪問調査時に調査の対象となる項目を常時公表する。

基幹型病院の在り方については、「年間入院患者数3,000人以上」の要件も含め、今後検討する必要があるが、まずは、年間入院患者数が3,000人以上の基幹型病院のうち指導・管理体制等に課題があると考えられる※基幹型病院については、訪問調査と同様の仕組みを取り入れるべきである。この課題の確認に当たっては、国と都道府県が連携して対応すべきである。

※書面調査の結果、2年以上にわたり基幹型病院の指定の基準(救急医療を提供していること、臨床病理検討会(CPC)を適切に開催していること、医療に関する安全管理のための体制を確保していること等)を満たしていない疑いのある場合等

(報告の徴収等)

第十七条 都道府県知事は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する法第十六条の四第一項の報告の徴収又は必要な指示をすることができる。

2 都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法第十六条の二第三項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

3 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し特に必要があると認める場合には、臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、当該者の同意を得て実地に調査を行い、若しくはその業務に関し所要の報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

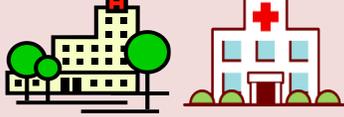
4 都道府県知事が法第十六条の四第一項の報告の徴収若しくは必要な指示若しくは第二項の実地調査を行った場合は厚生労働大臣に、厚生労働大臣が前項の実地調査若しくは報告の徴収又は必要な措置をとるべきことの請求を行った場合には都道府県知事に、その内容について通知するものとする。

継続指定及び新規指定の訪問調査の方法について(3,000人未満)

現 状

(実施主体:厚生労働省)

調査対象病院



①継続指定の实地調査

2年連続入院患者が3,000人を下回り、かつ、研修医が在籍している病院等

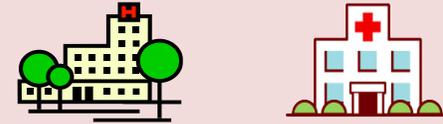
②新規指定の实地調査

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、入院患者3,000人を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、申し込みを行った病院

2020年度以降

(実施主体:都道府県)

実地調査対象病院



①継続指定の实地調査

2年連続入院患者が3,000人を下回り、かつ、研修医が在籍している病院※

②新規指定の实地調査

基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院のうち、入院患者3,000人を満たさないが、入院患者の数が年間2,700人以上であって、申し込みを行った病院

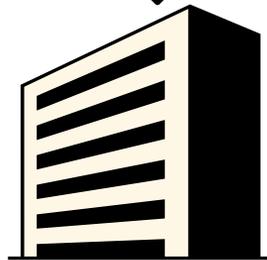
①訪問調査の申請

④訪問調査の実施

①实地調査の申請

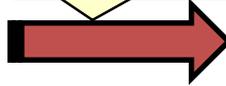
④实地調査の実施
国が技術的助言

⑤厚生労働省へ实地調査の結果を通知



厚生労働省

②サーベイヤーの派遣依頼



③サーベイヤーの登録



JCEP

(NPO法人卒後臨床研修評価機構)等

②サーベイヤーの派遣依頼



③サーベイヤーの登録



都道府県

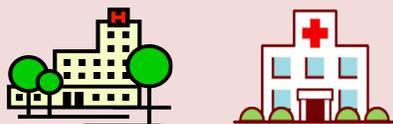
※4段階評価を実施(A、B+、B-、C)

継続指定及び新規指定の実地調査の方法について(入院患者数に関わらず)

現 状

(実施主体: 地方厚生局)

調査対象病院



③継続指定の実地調査

指定基準を満たさなくなった、又は満たさなくなる恐れがある場合等の既指定の病院

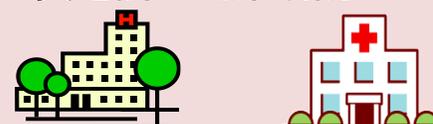
④新規指定の実地調査

新規基幹型指定病院(書面審査の上、必要と認めるのも)

2020年度以降

(実施主体: 都道府県及び⑤は地方厚生局)

実地調査対象病院



③継続指定の実地調査

書面調査の結果、指定基準を満たしていないと疑いのある場合等※

④新規指定の実地調査

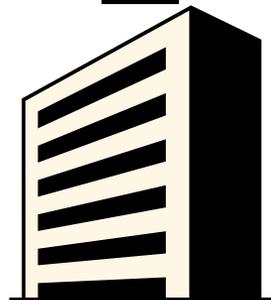
新規基幹型指定病院(※書面審査の上、必要と認めるのも)

⑤必要な実地調査

臨床研修の実施に関し特に必要があると認める場合

①実地調査を実施する旨の通知(実地調査する旨は調整済)

②実地調査を実施



地方厚生局

①実地調査を実施する旨の通知(実地調査する旨は調整済)

②実地調査の実施

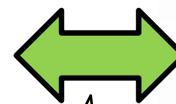
①実地調査を実施する旨の通知(実地調査する旨は調整済)

②実地調査を実施(国が技術的助言)



地方厚生局

臨床研修の質の観点から実施



③内容について通知



都道府県

指定継続等の観点から実施
※ 4段階評価を実施